

令和4年度
大熊町町政懇談会
質疑応答一覽



大 熊 町

県内外7会場で 町政懇談会を開催

令和4年11月10日から11月30日にかけて、県内外で計7回の町政懇談会を開催し、全会場合わせて88人の町民が出席しました。

懇談会は、町側から町長、副町長、各課長など18人余りが出席し、町の現状や今後の方針を1時間ほど説明した後、参加した町民の質疑に回答する形式で行われました。

今回の質疑応答では、町内の放射線量や除草について、子育て支援住宅や今後の復興計画についてなどの質問や意見が多く出されました。

参加者の皆さまからいただいた質問と、それに対する町の回答をまとめましたのでお知らせします。



令和4年度大熊町町政懇談会参加者数一覧

		開催地	会場	参加者数 (人)
		開催時間	住所	
11月10日	木	会津若松	アピオスペース 大会議室	10
		午後1時30分～3時30分	会津若松市インター西90	
11月12日	土	いわき	いわき新舞子ハイツ 多目的ホール	27
		午後1時30分～3時30分	いわき市平下高久字南谷地16-4	
11月15日	火	郡山	ビッグパレットふくしま コンベンションホールB	14
		午後1時30分～3時30分	郡山市南2-52	
11月24日	木	仙台	仙都会館 7階D会議室	2
		午後1時30分～3時30分	宮城県仙台市青葉区中央2-2-10	
11月27日	日	大熊	交流施設 linkる大熊 多目的ホール	25
		午後1時30分～3時30分	大熊町大川原字南平1207-1	
11月29日	火	水戸	TKPスター貸会議室水戸駅前 6階カンファレンスルーム6A	5
		午後1時30分～3時30分	茨城県水戸市宮町2-3-8 水戸駅前総研ビル	
11月30日	水	東京	シェーンバツハ・サポー（砂防会館別館B） 3階会議室 六甲	5
		午前9時30分～11時30分	東京都千代田区平河町2-7-4	

令和4年度 大熊町町政懇談会 質疑応答

放射線量

Q1 県内のモニタリングポストの撤去という話を聞いたが、町内のモニタリングポストは撤去にならないか。

A1 撤去という話は国からも県からも来ていない。他の自治体は分からないが、町内のモニタリングポストについては今後も引き続き運用していく。

Q2 熊2区の集会所のモニタリングポストが壊れているため、新聞で数値が載ってこない。早急に直してほしい。ふるさとがどのくらいの数値なのか目で見たい。

A2 原子力規制庁で設置しているモニタリングポストである。世界的な半導体の供給不足により修理に時間がかかっている。順次修理を進めているため、今しばらくお待ちいただきたい。

Q3 町内で作ったサツマイモや捕獲したイノシシの肉の放射線量の数値を公表してほしい。

A3 町内で昨年度今年度とサツマイモを作っているが、今年は2回検査を実施し、いずれも検出限界値未満となっている。安全性を確認し配布している。イノシシの肉については食用にはいけないため、測定はしていない。福島市など県内で捕獲されたイノシシの測定数値を見ると数千ベクレルとかなり高い数値が出ている。

Q4 学び舎ゆめの森付近にある高速の真下のくぐったところ（東側）は線量が高いが、除染をする予定はあるのか。

A4 環境省で一度除染はしているが、ネクスコの用地ということで環境省に再度測定させて、対応する。学校周辺の線量については、保護者の皆さまもご心配されている。まわりの道路等今年度追加除染しているため、長期目標の年間1ミリシーベルトを下回るよう下げている。引き続き町でもモニタリングを行

いながら、線量の低減に努める。

Q5 Dシャトルはどのように借りるのか。大熊には休日にしか行けないので、長期的に借りるようなイメージか。

A5 環境対策課に機械があるので、お越しいただければ貸し出しできる。貸し出すのは平日だけになってしまうが、一度借りれば貸し出している期間はお使いいただける。

Q6 Dシャトルで積算の値を見るのは分かるが、今の空間線量を見るような感覚で使いたいというニーズが多いのではないか。

A6 空間線量については、気になる場所があれば測定するので環境対策課にご相談ください。

Q7 役場のホールにあるジオラマについて、空間線量率を表している数値がかなり古い数値となっている。現在明らかに下がってきているので、展示するのであれば最新の数値としたほうが誤解を与えないのではないか。

A7 ジオラマについては以前にNHKが作成し、寄贈されたもの。避難指示解除前までは坂下ダム管理事務所に保管し、新庁舎が完成して移管してきた。所管を決めて、きちんとした形で展示すべきと考える。

除草

Q8 町内での雑草が伸びているところがたくさんある。空間線量率低減のために除草しないのか。

A8 所有者の同意がないとできない。除染の同意をされていない方については環境省が同意の取得を進めている。引き続き環境省に早期同意の取得と除染を求めていく。

Q9 解体除染された宅地、未だに除染されないところにもおおくままちづくり公社の看板が立っている。そこの宅地の除草はやる予定か。

A9 除染がされていないところに看板が立っているかは確認できていないが、空間線量を下げするためには除染をしていかなければならないので、環境省に話をして所有者との協議を進めていただく。また除草については、土地所有者の希望があれば対象となると思うが、どのようにするかは検討中。

Q10 宅地の除草について、借地の人に問い合わせても関係ないと思うので地主にも連絡してほしい。

A10 除染がされた後の宅地の除草を現在協議している。個人で所有している土地のほか、地主から借りているところも地主さまとの調整をしていただいた上で対象としたいと考えている。

Q11 庭の除草をしてもまわりから種が飛んでくるとすぐ増えてしまう。どうにかならないか。

A11 帰還支援の一環として、次年度の事業で宅地除草について検討している。

Q12 町で草刈り機の貸し出しはしていないのか。

A12 帰還支援の一環として1回に限り除草できるのではないかと国と協議している。それ以降については、機械の貸し出しなのか除草剤の配布なのか、効果的な対策をこれから検討していく。

Q13 宅地の除草を予定しているとあるが、すでに解体除染された宅地も含まれるのか、未だに除染されない宅地も含まれるのか。

A13 一度除染が終わった場所が対象。範囲については宅地のみ。

子育て支援住宅

Q14 町営住宅の所得制限48万7千円とは、世帯合計か世帯主だけか。

A14 世帯全員の所得である。

Q15 子育て支援住宅8戸を建設しているが、学び舎ゆめの森の通学希望者に対して少ないのではないか。

A15 令和4年11月10日現在25名15世帯の方が通学希望と把握している。うち子育て支

援住宅への入居を希望する（可能性もある）世帯は6世帯で、現時点では足りている。足りない場合は、再生賃貸住宅・災害公営住宅・民間アパート・まちづくり公社でのマッチング事業などの情報を提供して、様々な方策を検討していただきたい。

Q16 子育て支援住宅に住んでいる方が中学校を卒業したらまた出て行ってしまわないか。

A16 入居要件である子育て世帯の定義は18歳に達する日以降最初の3月31日までの者がいる世帯である。入居期間は子育て世帯である期間だが、お子さまが高校を卒業して進学や就職等で家を出られた場合でも6カ月以内までは住むことができる。

Q17 子どもを育てるにはお金がかかるが、公営住宅に入るのになぜ所得の制限を設けているのか。会津の仮設校舎で頑張っている子どもたちを優先して入れてほしい。

A17 公営住宅建設には国の補助金を活用しており、補助要件として所得制限がある。ご理解いただきたい。また、現在会津の学び舎ゆめの森に通っているお子さまがいる世帯が公営住宅への入居を希望されている場合は、学校が移転するという特殊性を考慮して優先的に調整したいと考えている。

Q18 子育て支援住宅の8戸というのは何を基準に決めたのか。

A18 町立学校移転に伴い必要となるであろう戸数を算出した。

復興計画

Q19 第三次復興計画に基づく実施計画は作られているのか。

A19 第三次復興計画についても実施計画は作る予定である。現在は第二次復興計画の改定版の実施計画を作り、毎月各課が集まり復興対策会議という場で検討している。

Q20 当初帰還困難区域に指定された場所は、国や東電が買い上げて、碁盤の目のように整備する。電柱をすべて地中に埋める等、防災に強いまちづくりをしてはどうか。そう

いった魅力ある町であればもっと人が集まるのではないか。

A20 復興計画では、防災も含め町づくり全般を網羅した計画にしていきたい。

Q21 人口4,000人を目標としているが、時間が解決するような数字で、町づくりも全然魅力がない。8,000人くらい戻すような気持ちでないと、魅力的な町にはならない。計画を見直す際に考えてほしい。

A21 4,000人にとどまらず、もっと増やしていけるような魅力ある町づくりを今後検討していきたい。現在、第三次復興計画を策定中であるが、町民ワークショップを開催し、町民の方の意見もいただきながら検討している。

Q22 復興とはどう考えているのか。

A22 復興のゴールがどこにあるかは、はっきり申し上げられない。復興計画の理念は「避難先での安定した生活と帰町できる環境」である。町内において人が住める環境を作っていくために、まずは除染が必要。その土地をお持ちの方の判断があって、除染に同意をいただいて解体する方、帰るために建物を除染する方、様々いらっしゃる。色々な考えの方、色々な家庭の事情などあるので、皆さまが100パーセント満足いくというのはなかなか難しいが、できるだけ多くの方が満足いくものを考えながらやっていきたい。

再生可能エネルギー

Q23 バイオエタノール生成の植物、太陽光パネル、稲作、農地の活用について様々な選択肢があるが、ここ10年の計画を立ててほしい。

A23 田んぼに太陽光パネルを設置するのは、そのままできるが、エネルギー作物をつくる場合は農地の整備が必要。現在のところ予定は立っていない。

Q24 太陽光、風力、バイオ以外にも、核融合の小型モジュールとか、研究が進んでいるので導入も検討してはいかがか。

A24 現在、様々な電力を生み出す方法が実証されている。その実証を見ながら大熊町で

発電ができるのか検討していきたい。

Q25 町内にあるメガソーラーについて教えていただきたい。

A25 メガソーラーと呼ばれているところは町内に2か所。10.5メガ。ひとつは福島発電で1.9メガの「大熊町ふるさと再生メガソーラー発電所」。もうひとつはNTTファシリティーズ等が合同で設置している8.6メガの「大熊エネルギーメガソーラー発電所」。いずれも民間企業が設置をしており、東北電力に売電してると聞いている。設備は、固定資産税として課税され、町の収入となっている。その他、50キロワット以下についてはどこの場所でも設置できるようになっているので、中小のものについてはすべてを把握しているわけではない。

Q26 トヨタを中心とする次世代グリーンCO2燃料技術組合の話があったが、バイオの装置は何を原料にしてやるのか。

A26 バイオエタノール燃料を生成する植物を原料とし、燃料生産に向けた技術研究を進めていくこととしている。

税金

Q27 固定資産税の再開について、住まないところに税金をかけるのはどうか。

A27 固定資産税の制度上やむを得ない。町の裁量でできることとして、減免措置を考えている。他の町は1年間の50パーセント減免だが、当町は避難指示解除が遅れたこともあり、土地の利活用が難しいということも考慮して町の条例で6年間の減免としたい。

Q28 固定資産税の土地の評価額はどのように算定しているのか。

A28 宅地については不動産鑑定士の鑑定価格に基づき評価額を算定している。宅地以外の農地や山林等は町独自の単価表で算定している。

Q29 固定資産税の再開について、土地とは需要があるから価値があり、需要がないところには価値がないが、町としてどのように考えているのか。

A29 地方税法により、財産を保有していることに対する課税となる。近隣町村でも再開しており、適正な評価額を算定しながら、次年度からの課税再開を考えている。

Q30 共有地、共有林の税金は毎年納めていたが、東電の賠償に関しては、先祖の名義のままできちんと相続されていない場合は賠償の対象とならないとされた。賠償されるべき額を町で支払うことはあるか。また、所有を否定されているものなので、税金を納める必要もないのではないか。

A30 町としては支出する根拠がない。そういったものに公金を支出するのは違法な支出となるためできない。また、納税と賠償は全く別の話であり、賠償がないから税金を払わなくてよいとはならない。制度上、税金は納めていただくことになる。

町民の声

Q31 町民の声を聞いてほしい。大熊町民でよかったと思えるような、どこにいても恥じないような町づくりをしてほしい。

A31 町民の声を聞く機会が少ないとの声がある。町政懇談会を開催したり、各計画を作る際にアンケートを取ったりして意見を吸い上げることもしている。行き届いているかと言われれば完璧ではない部分もあるので、引き続き検討していきたい。

Q32 地区ごとに集まって住民が話し合うべきだが、町が集めることはできないか。

A32 町から地区に対してこうしてくださいとは言えないが、そういった場の設定も想定してコミュニティ補助金を交付しており、町としても各地区での総会に足を運びご意見を聞くことはできる。

Q33 昨年度の町政懇談会で議会が積極的に町民の声を聞くのはどうかと発言したが、その後どうなったか。

A33 昨年度いただいたお話は、議会事務局に話をつないでいる。今年もお話があったことを伝える。

Q34 あらゆるいろいろな会議で出た貴重な

意見をネットワークできるような会議の形成をしていければよいのではないか。

A34 各種会議を開催することが目標目的になってしまわないよう、生かしていきたい。

ネクサスファームおおくま

Q35 ネクサスファーム採算の見通しはたったのか。毎年赤字を出している事業をいつまで継続するのか。

A35 経営改善に向けて、昨年度より外国人労働者の雇用や収益性を増加させるため栽培技術の向上をはかり、安定的な生産体制を確立し、数年後の黒字を目指している。町としては、いちご工場は帰還者や移住者の雇用の場としても重要であると考え。様々な関係者と連携して運営支援をはかり、早期黒字化を実現できるよう努力していきたい。

Q36 ネクサスファームは何年で黒字になるのか。目標はあるのか。

A36 令和7年度で単年度黒字となる計画。人員不足ということで、昨年度から外国人労働者を入れて少しずつ改善に向けた動きをしている。帰還者の雇用の場や町の特産品として復興に寄与しているものなので、ご理解いただきたい。

Q37 赤字が続いたら、また増資するのか。

A37 事業計画では資本金の追加の予定はない。

Q38 昨年度、ネクサスファームの赤字が9,000万円。工場長の給料が高すぎる。

A38 施設を全稼働できる従業員が確保できていない。求人活動も行っているが結びつかない。今後も人材確保に重点を置き、黒字化につなげたい。工場長は通常であれば生産管理を中心にやるべきだが、その他事務や交渉事等本来工場長がやるべきでないことまでやっている。

特定復興再生拠点区域

Q39 大野駅前には復興ではなく大規模開発にしか見えない。元の姿にはならないが、元の近い形にするべきではないか。

A39 今後は人口も減るだろうし、コンパクトになるかもしれないが、町を残していかなければならない。そのためには、まずは戻ってきた人と移住する人のために働く場と住む場所の確保が必要であり、工業団地や住宅の整備に力を入れている。元の町には戻せないが、その中でも理想とする町に持っていきたい。

Q40 熊町の国道沿いだけを除染して、そのそばは除染の対象としなかったのはおかしいのではないか。

A40 町としては少しでも広めにと国に要望した結果が860ヘクタールとなった。確かに熊町の道路を挟んで奥行は少ない。町はもっと広げてほしいと話してきた。一方で国はある程度のところということだった。意向調査で帰還意向を示していただき、なるべく広く除染をして解除できるようにしていきたい。

Q41 特定復興再生拠点区域では近隣の家が壊され、夜になるとまわりに光がなく不安だ。家庭用防犯カメラを設置したい。

A41 防犯対策としてカメラの設置は有効であると考えます。上限はあるが補助が出るので、環境対策課に申請してください。防犯灯の追加も検討していく。

特定復興再生拠点区域外

Q42 特定復興再生拠点区域外の住民に対し意向調査を行ったが、希望されたところだけ除染するのか。意向調査だけで決めるのではなく、面での除染を進めてほしい。また、タイムスケジュールを教えてください。

A42 国では、帰還された方が安全に安心して生活できる範囲を除染するとしている。現在、意向調査した結果を地図に落とし込みながら、どの方が戻りたいのか、戻るためにはどのくらい除染が必要かを検討している。スケジュールとしては、令和5年度に除染範囲の検討除染の準備、令和6年度に除染を開始を予定している。今後も意向調査を行いながら、2020年代をかけて除染と解除を進める。

Q43 町の意向が感じられない。意向調査だ

けで決めるのではなく、面での除染を進めてほしい。

A43 町では帰還困難区域に関して、国に対し全域除染と全面解除を要望し続けている。町単独ではなく、双葉町との合同要望活動、帰還困難区域を抱える5町村の協議会での要望活動も行っている。引き続き、国に対し強く要望していく。

道路

Q44 大野駅の南側に橋を架け、駅の東西をつなげることはできないか。橋があれば大野病院から真っすぐ東側に行けて便利だと思う。

A44 今のところ計画はない。橋梁もだいぶ高くしなければならぬし、工事費もだいぶかかる。

Q45 幹線道路につながる5メートル未満の道路の除草作業、舗装道路の補修は今後行う予定があるのか。

A45 昨年度下水道復旧した箇所を今年度舗装を行っており、併せて管路の入れ替えを行っていないところも舗装を行っている。

Q46 道路の舗装等をやっても事業者からの説明がなく、勝手に敷地内に入っている。事前に説明してほしい。

A46 今後注意して、工事の前に説明に行くようにする。

基金

Q47 1,086億円の基金の預託先はどうなっているか。

A47 国債、社債、安全かつ確実な金融機関の定期預金などで運用している。

Q48 基金について今後どのように使っていくのか。

A48 今後、復興財源となる国からの交付金などが縮小すると考えられる。それに対処するために、必要な場合には使途の制限がない財政調整基金などを取崩し対応していきたい。

情報発信

Q49 町の風景が変わってきている。町ホームページ上には変わりゆく町の風景を記録に残すようなページが見当たらない。町民の方々に発信するべきではないか。

A49 町の広報業務については総務課秘書広聴係で行っているため、変わりゆく町の風景の発信についても検討していく。

Q50 町政懇談会に来ない人には資料はどうするのか。すべてに送ることはしないのか。知らしめるとはそういうことである。

A50 昨年度も町政懇談会の資料を含めた質疑応答集を作成し、広報紙の同封物として送付している。今年度も同様に送付する。

企業誘致

Q51 町内に名の知れた大きなスーパー、商店等は誘致しているのか。

A51 スーパーについては各店に声掛けをしたり面談をしたりしているが、人口が少なく進出してくれるところがない。引き続き感触のいいところを探しながら、交渉を続けていく。

Q52 工業団地について。人がたくさん雇用されるような工場や製造業を誘致すべき。最大の問題は電気代が高い。町として産業用の電気は半額にする等検討していただきたい。

A52 F補助金（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業）という電気料金の補助をするものがある。期限付きではあるが、かなりの金額が補助金の対象となるので、企業に勧めながら電気料金の削減に努めている。また、中央産業拠点については将来的には再エネ100パーセントの利用を目指しているため、大熊るるん電力で作った電気を安く提供するというようなことも考えている。

各種補助金

Q53 コミュニティ補助金、電子マネーだとポイントが付くからダメと言われたが、何か決まりはあるのか。

A53 現金のみの取り扱いと通知している。

Q54 帰還の準備でガーデンシュレッダーを購入したため補助金の申請をしたかったが、町内居住と購入後6ヵ月以内の申請が対象だった。すでに解除されている大川原地区や中屋敷地区と、解除して間もない特定復興再生拠点区域とでは状況が異なり、同等の条件では無理ではないか。

A54 生ごみ処理機、家庭用ガーデンシュレッダーの設置をした場合に経費の1/2（5万円上限）を補助している。町内に住所を持っていて、居住する方が条件となっている。ご理解いただきたい。

帰還に向けて

Q55 帰還を検討するにあたり、個人事業主はどこに入居できるのか。現在はインキュベーションセンターのみが開所しているが、業種がなじまないため迷っている。

A55 これから作る産業交流施設が貸事務所となり、公募を予定しているが入居条件等詳細は今後詰めていく。インキュベーション施設にはコーディネーターもおり、新たに起業する場合には業種にもよるがおつなぎすることもできる。

Q56 まちづくり公社の物件は金額が決まっていないので判断できない。住まい、事務所の確保についてどうしたらよいか。

A56 住宅等のマッチング事業を行っているが、直接的な不動産業ではないため、公社では金額を提示できない。特定復興再生拠点区域についても避難指示が解除になったことにより、登録物件が増えてきている。引き続き、まちづくり公社の利活用も視野に入れていただきたい。住宅に関しては現在大川原地区に災害公営住宅、再生賃貸住宅もある。

除染

Q57 来年度町内に子どもたちが戻ってくるが、山が近いので除染をしっかりとっていただきたい。

A57 国の除染の目安は、山林については生

活圏内からおおむね20メートル。線量が下がらない場合は20メートルにこだわらずそれ以上行う。学び舎ゆめの森周辺については、学校の近くということで子どもが出入りできるような場所について不安があるため、町から環境省に対し山林の除染を追加で行うよう申し出をしており、環境省も現在動いている。

Q58 帰還支援について。きわ除染について20メートルと決まっていたが、頼めばやってくれるのか。

A58 きわ除染については20メートルが環境省の基本的な考え方で、今も変わっていない。田んぼや農地、宅地については20メートルにかかる一筆であれば対象。希望があれば除染を行っている。

お試し住宅

Q59 お試し住宅とは、どのような形でどこに整備するのか。

A59 清水北団地の住宅を借りて修繕し、令和5年2月から利用開始したい。町への移住を考えている方に実際に住んでいただき、移住後のミスマッチを防ぐことが目的。期間は1週間程度を想定している。

Q60 町民に対するお試し住宅はないのか。

A60 お試し住宅の申込窓口である移住定住支援センターにご相談ください。

金融機関

Q61 大川原地区復興拠点に東邦銀行のATMを設置してほしい。町は東邦銀行と交渉されているのか。

A61 町では帰還前から東邦銀行やJAなどとATMの設置について調整、交渉をしている。帰還者の人数などを勘案し各金融機関が判断をしている。

Q62 定住者のみならず、働き手をみると町内には数千という多数の方が朝夕行き来している。東邦銀行とは昔から取引もあるので、地元の支店ではなく本部と交渉してみたいかがか。

A62 以前、大熊食堂に東邦銀行のATMがあったが利用者が少ないということで引き上げた。東邦銀行に限って言えば、当町の指定金融機関であり、基金も多く積み立てているので、そういったことも踏まえ再度強く申し入れたい。

土地

Q63 土地の利活用、個人では難しい。

A63 大川原地区復興拠点は国の事業を使って、全面土地を買収して整備を行った。特定復興再生拠点区域についても国の交付金・事業を使って、下野上地区一団地事業として必要なものを作るために土地を取得し整備している。町が行う事業については、町としてそこを何にするのか必要性が求められるので、計画を定めて用地を購入する。

Q64 中間貯蔵施設に土地のあった人、特定復興再生拠点区域外の人はどうするのか。帰りたいと帰れないの違いは大きい。

A64 本当に苦しい思いで、先祖代々の土地を中間貯蔵施設として同意いただいた。特定復興再生拠点区域外については、国で帰りたいという方から除染をするという方針が示された。今後整備する再生賃貸住宅や宅地について、中間貯蔵施設で土地を提供した方々に対し、優先的に申し込みができる仕組みを取り入れるべきではないかということも話し合っている。

農地

Q65 田んぼを町のゼロカーボン推進のために活用してほしい。

A65 農地の活用については検討しなければならない。町と民間企業と協議しながら進めていきたい。

Q66 農地保全と称して耕うん、草刈りをしているが、田んぼはぐちゃぐちゃで草は刈ればよいという状況。

A66 農地に関して、粘土質で水が抜けきれず溜まっている田んぼも見られる。適した農地の状況で保全作業をするように関係者へ周

知する。

Q67 除染してもセシウムが残っていて野菜が作れないとした場合、町として対策は考えているのか。

A67 現在、特定復興再生拠点区域内の数箇所で野菜の実証栽培を行っている。数値は明確に出ていないが、除染後は土を入れ替えているため、基本的に基準を下回ると考える。万が一高い場合にはカリウム等の散布といったセシウム吸収の低減策が考えられるが、現在対策等は検討していない。そういった傾向が見られる場合には栽培指導法について検討していきたい。

Q68 町内での試験栽培について。国の基準は100ベクレルだが高いと思うので、10ベクレル以下にしてほしい。

A68 国が定める食品の基準は1kg当たり100ベクレル。大川原地区では試験・実証栽培を行い、基準を大きく下回っていることを確認したうえで、なおカリウム等の施肥を行い吸収抑制対策をしている。特定復興再生拠点区域では水稻の試験栽培を行っており、その結果を踏まえ、来年は実証栽培を実施する予定。

学び舎ゆめの森

Q69 子どもたちの給食はどうなるのか。給食センターがあるのか、宅配なのか。

A69 浪江町から配食を受けるよう、現在協議を進めている。

Q70 どのくらいの子どもが戻るのか知りたい。

A70 現在、会津の学び舎ゆめの森に通われている方で8名のお子さまが帰還される。10月20日現在でその8名を含め25名の方が希望している。

奨学資金

Q71 給付型の奨学資金について。長い目で大熊町の人材育成と考えれば、卒業したら地元に戻ってきてもらうとか、何らかの条件を付けるのも場合によってはやむを得ないの

ではないか。

A71 成績について7割程度有するものが大前提となっており、所得要件も当然ある。それらを踏まえ、小論文、面接を経て選考委員会にて決定している。条件については、人材育成という観点から今後見直しも図っていききたい。

Q72 貸与と給付の奨学資金があるが、対象学生の基準はどうなっているのか。また、回収不能の奨学資金はあるのか。

A72 貸与型については、高校生・大学生等に貸与している。給付型については生活困窮している大学生・大学院生に給付を行っている。いずれも所得要件を設けている。貸与型については書類選考、給付型については4名の選考委員がおり選考している。貸与型については滞納者がいるが、全く返還に応じていない方はいない。

おおくままちづくり公社

Q73 まつりのときにブースでパンフレットを配っており、仕事の相談ができる内容だったかどのようなことか。

A73 移住定住支援センターにて11月から無料職業紹介所を開設している。まだ範囲が狭く、町内の立地企業と町内で働きたい人のマッチングをしている。

Q74 個人的にまちづくり公社に土地や家屋を登録しても借り上げてもらえるのか。

A74 公社ではマッチング事業を行っている。実際にマッチングされている土地もある。帰らないという判断で宅地の有効利用を考えている方は、まちづくり公社もひとつの手段として考えていただきたい。

ALPS処理水

Q75 処理水は来年放出するのか。

A75 ALPS処理水の放出に関しては、国と東京電力が計画している。来年の夏にはタンクがいっぱいになる見込みであり、その前には放出しようということで工事が進んでいる。町としては放出の可否ではなく、東京電

力で設置する設備が技術上安全かどうか、問題ないかを検討し、8月に設備設置の事前了解をしている。

Q76 原発から起点として何キロ先に放出するのか。

A76 トンネルを掘り、双葉町寄りの沖合1キロメートルの先に放出する計画になっている。

大野病院

Q77 大野病院の設置、再建という話はないのか。

A77 県立大野病院の後継となる病院を町内に設置することが決まっている。現在、検討会で中身を検討している。

Q78 県立大野病院は双葉郡の中核的な医療機関となる。医療機関だけでなくそこに安心して生活できるような地域ケアシステムの構築が大切。共生社会学の町づくりとして、担当課だけでなく町ぐるみと同時に双葉郡の中で考えてほしい。

A78 県立大野病院の後継病院について現在検討しているが、新しい機能、国際研究教育機構との関連も当然出てくる。関連のものが充実されるよう町としても話をしていく。

旧大野病院

Q79 以前、旧大野病院跡地から医療廃棄物がたくさん出てきていたと思うが、そこに住宅地を作るのはいかがなものか。また、埋設物の調査はどの程度までやるのか。

A79 そういった事象があったことは承知している。事業を実施している事業者とともに、埋設物の調査を行いながら、皆さまの心配がないよう進めていく。

住民票

Q80 元の住民が町内でも別の場所に戻ってきた場合、住所はどうするのか。

A80 帰還困難区域の方は避難指示が継続していることになるので、避難先の変更となり住所の異動は今のところない。解除された区

域の住民が町内で別なところに住んだ場合は転居となるので、住所を移していただきたいというお願いをしている。

行政区

Q81 元の住民が町内でも別の場所に戻ってきた場合、行政区はどうするのか。

A81 現時点では決まっていない。行政区の再編については、行政側だけではなく行政区長会とも相談しながらいずれは検討していかなければならない。

健康

Q82 健康づくりとして、人間ドックやペット検査の助成があれば助かる。

A82 人間ドック等の費用助成については、内部で検討はしていたものの、実施には至っていなかったことから、今後、実施に向けて検討していく。

罹災(りさい)証明

Q83 罹災証明。震災から10年経てば全壊扱いにするといった運用はできないのか。

A83 国の基準に基づいて調査しているため、そういった取り扱いにはならない。ただし、一度調査したがその後変動がある場合には、再度の判定はしている。

公共施設

Q84 今まで通っていた学校、図書館、大野病院、役場等そのままの形で活用できなかったのか。そういったものが無くなってしまくと、大熊町でなくなってしまう。今の流れで行くと、新しいものを新しい場所に作って、古いものを壊していくイメージがあるので、なるべく今あるものは残してほしい。

A84 まず始めに大川原地区を拠点として戻ったのは、町内でも放射線量が低いところを拠点として活動するというで現在に至っている。学校についても同じ考えで、同地区に建設している。大野小学校は学校としては利用しないが、別の方法で利用できないかと

ということでインキュベーションセンターとして生まれ変わった。児童館についても移住定住支援センターとして再利用している。また、保健センターはそのまま保健センターとして使用するため、現在改修工事を行っている。このように、すべての公共施設を再利用するとはならないが、逆にすべて新しくするわけでもない。県立大野病院については、後継の病院を大熊町内に設置することが県の方で決まっており現在検討中である。

国際研究教育機構

Q85 国際研究教育機構について、浪江町に誘致が決まった。浪江だけではなく、近隣町村に関連施設を持ってくるように、積極的に動いてほしい。

A85 この機構は県全体に波及効果がでるものでなければならない。浜通り、特に双葉郡には関係する施設の設置が考えられる。浪江町で完結するようなものであれば、世界には通用しない。国県も分かっていると思うが、町からも声を上げていきたい。

コミュニティ支援

Q86 帝国ホテルでのクリスマスパーティーはぜひたくではないか。

A86 町民の皆さまの絆とコミュニティづくりを目的としている。今年はコロナの影響で3年ぶりの実施となり、コロナ対策がしっかりしたところであり、ひとときでも安らぎが得られるような場所を選定した。次年度以降は場所、内容など検討したい。

中間貯蔵施設

Q87 今後返還される中間貯蔵施設の膨大な跡地についての有効活用をお願いしたいが、町はどのように取り組んでいくか。

A87 中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分が法律により定められている。土地の所有権において、国が所有するもの、国が借りているもの、中間貯蔵利用に同意いただいていないもの等あり、今現在検討でき

ない。

ただし、協定書には「環境省は福島県、大熊町、双葉町の意向を踏まえ、中間貯蔵施設の敷地の跡地が地域振興および発展のために利用されるよう協議を行うものとする」と明記されているため、しかるべき時期が来たら、大熊町だけではなく、福島県、双葉町とともに、さらには住民の皆さまのご意見を伺いながら利用を検討していきたいと考えている。

鳥獣被害

Q88 帰還した際にイノシシ等に襲われたり家屋が被害に遭うかもしれない。町民の安全を守るのが町の仕事なので、町が保険をかけて、万が一の際に補償するようなことを考えてほしい。

A88 自然の事なのでどうしても自己責任となってしまう。被害を少なくするために、動物を見かけた際は近づかない、刺激しない等気を付けていただきたい。また、産業課まで連絡いただければ罠の設置を検討する。

墓地

Q89 中央台霊園の墓碑はどうするのか。個人が運ぶのか。我々は使用料を払っており、町は管理者としての責任がある。

A89 中央台霊園を含め各地区にある墓石については、それぞれ個人の財産となる。東京電力で墓石の賠償というメニューがあり、新規建立や修繕など対応できるようになっている。

要望活動

Q90 要望活動をしているというが、要望した結果を確認する必要がある。

A90 町として様々な要望をしている。医療費の免除や高速道路の無料化など、要望した結果であると考えている。今後も要望活動の結果などを広報に掲載していく。

その他

Q91 大川原地区の飲料水は坂下ダムではな

く木戸ダムから引いていると聞いているが、安全性は大丈夫か。

A91 双葉地方水道企業団が水の提供を行っている。木戸ダムはかなり深さがあり、上澄みの部分を取水し、さらにフィルターを何枚も通し、提供する前に検査も行い、異常がないということを確認したうえで提供している。また、木戸ダムの水はペットボトルでも販売しており、安心してお飲みいただける。

Q92 町にペット霊園の建設予定はないのか。

A92 現在のところ整備する予定はない。

Q93 日隠山の入山見通しは。

A93 登山道が未整備であり、見通しが立っていない。

Q94 廃炉原発を建て替えるという記事が新聞に載っていたが、大熊町にある福島第一原発にも当てはまるのか。

A94 あくまでも、国、政府の方針であり、各個別の原子力発電所に対してどうかということではない。大熊町にある福島第一原発の建て替えはない。

Q95 クリーンセンターふたばの再稼働について、町民に説明せず環境省と広域圏組合の間で決定した。

A95 協議はしていったが、町民の皆さまに説明会は開いていない。代わりに9月15日号の町広報紙にチラシを同封して周知したところ。

Q96 インキュベーション施設に入っている人なのか、大学の先生が学生を連れて町内を歩いているが、個人の土地も公道も関係なく入っている。怪我などをしたときに地主の責任になるので、ある程度規制をかけてほしい。

A96 インキュベーション施設については企業であったり研究者が入居している。勝手に個人の敷地に入らないよう、入居者に対してはきっちりお話をさせていただく。

Q97 商業施設にある個人事業主の方以外に、町内で再開させたいというような声はあるのか。

A97 駅西に商業施設を作るが、商工会で意向調査を行ったところ数店舗前向きな方もいる。ただし補助については検討中であり、補助のあるなしによって出店するしないは出てくると思う。

ご意見

意見1 中間貯蔵の最終処分の取り組みが見えない。

意見2 原発事故の記念碑を作っているが、大熊もどこかに作る必要がある。

意見3 ふるさと絆応援事業で送られる米がまずい。真剣に考えて送ってほしい。

意見4 大熊の広報は知らせるという行為が見られない。中身が薄すぎる。

意見5 一方通行の要望書ではダメ。答えをもらってほしい。

意見6 復興拠点の住居のあり方について。自分の土地をどうしたいのかの意向調査を早急にすべき。産業団地の整備は進んでいるが、宅地は個人の土地だからと手つかずでアンバランスさを感じる。帰らないと決めている方や復興に使ってほしいという土地については、町がその場所を確保して暮らしの形に合わせたくつろげる場所を整備してほしい。

意見7 東京電力の賠償の対応について。町民に寄り添っているとは全く思えない。町からも誠意ある丁寧な対応をするよう強く申し入れていただきたい。

意見8 町民の意見を聞くために、何でもやる課、すぐやる課、皆さんの意見を聞く課など作るのはいかがでしょうか。

意見9 町民の意見がどういう風に反映されて生かされているのか。貴重な声を生かす場の雰囲気づくりをしていただきたい。

意見10 ホームページでお知らせするというが、全員が見れると思っているのか。パソコンやスマートフォンを使えない人がたくさんいる。

意見11 来年度は町長選挙、町議会議員選挙

があるが町内に住んでいるのは数名だと思うが、それぞれどこから出馬するのか。役場職員も同様に、自分たちが計画して町づくりをしているのだから率先して行動で示してほしい。

意見12 町として様々な動きがあるが、担当課ごとの話になっていてバラバラに進行して復興に取り組んでいるように感じる。足並みを揃えて進んでほしい。

意見13 一時立ち入りの際に少しずつきれいにしていたら、家がどんどん元気になってきた気がする。数年前までは大熊に帰ろうとは全く考えていなかったが、現在は帰還に向けてリフォームを進めている。人の気持ちは変わってくる。

意見14 すでに帰還している方から、一人でも多く戻ってきてくれるのはうれしいと声をかけていただいた。町に人が戻るのは大事なことである。

意見15 町政懇談会では発言する人が決まっている。いろいろな町民の方が参加できればいろいろな声が聞けたり意見交換ができる。

意見16 昨年度、今年度と町政懇談会を開催していただきありがたかった。町に対し自分たちの意見を出せる場所がない。震災から12年近く経てば元の行政区の人たちも住民もバラバラ。町議会との話し合う機会もない。このように町政懇談会で生の声を拾っていただいて、町政に反映していただきたい。

意見17 町の取り組みについては、よくここまで来たなど行政の人たちの頑張りを評価したい。

意見18 大熊が一番だと思っている。これからも大熊町ががんばっていくことを切に願っている。

令和4年度 大熊町町政懇談会

次 第

進行：総務課長

- 1 開 会 午後1時30分（東京会場のみ午前9時30分）
- 2 主催者あいさつ 町長 吉田 淳
- 3 説 明
 - (1) 下野上地区復興拠点の整備及び
企業誘致・産業創出について (企画調整課)
 - (2) 住まいの確保・各種支援サービス・
移住定住の促進について (生活支援課)
 - (3) 今後の町税等の取り扱いについて (税務課)
 - (4) その他各事業の取り組み・方針 (住民課・保健福祉課・
ゼロカーボン推進課・環境対策課・
産業課・復興事業課・教育総務課)
- 4 質疑応答
- 5 閉 会 午後3時30分（東京会場のみ午前11時30分）

1. 下野上地区復興拠点の整備について

<下野上>

J R大野駅周辺および下野上エリアを下野上地区復興拠点として、住民の帰還や町外からの住民を受け入れる環境の整備に取り組んでいます。

エリア内は公益・業務施設用地、住宅用地、産業用地等の造成および道路等を整備することにより、中長期的な復興を見据えた施設の整備、産業と生活の場を作ることとし、「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画を決定しました。

現在は、拠点の中心となる大野駅西口エリアの他、大野南住宅エリアや大熊中央産業拠点において造成および道路等の工事が始まっております。

◆事業名称 下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業

◆事業区域 下野上字大野、鮎沢、原の各一部の区域
熊字旭台の一部の区域（次ページ参照）

◆事業面積 約42.5ha（土地利用計画は次ページ参照）

◆事業期間 令和2年7月3日～令和7年3月31日（予定）

平成29年11月10日	大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定
令和元年12月14～15日	都市計画の決定等に係る住民説明会（会津若松、いわき、郡山）
令和2年4月16～30日	都市計画案の縦覧（役場本庁舎、会津若松、いわき、郡山）
令和2年6月2日	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」都市計画決定
令和2年7月3日	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」事業認可
令和3年5月29日	「大野駅西地区 駅前空間検討に係る町民ワークショップ」開催
令和3年7月30日	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」都市計画変更
令和3年9月3日	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」事業認可
令和4年3月12日	下野上安全祈願祭（以降、造成及び道路等の工事に着手）
令和4年6月30日	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
令和4年7月16日	「大野駅西口 ランドスケープワークショップ」開催
令和4年10月12日	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」 都市計画第2回変更
令和4年11月中旬	「下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」事業 第2回変更認可（予定）
令和4年12月	大熊中央産業拠点一部宅地引渡し（予定。以降、民間企業の建築工事着手）
令和5年度春	再生賃貸住宅等整備工事着手（予定）
令和6年12月	J R大野駅西側産業交流施設、商業施設等の完成（予定）
令和6年度末	事業完了（予定）

◇下野上地区全体シナリオ

～大熊町復興の核となる拠点～

- I. 中長期的復興を見据えた規模の施設整備
- II. 持続的な生業を創出する産業と生活の場づくり
- III. 先行的整備で周辺市街地の復興に寄与

大野駅西交流エリア(約6.0ha)

- ◆産業交流施設や商業施設を整備誘導し町を訪れる人、働く人を増やすとともに新たな価値が生まれる機能を備えるエリア。

大野南住宅エリア(約2ha)

- ◆低層集合型再生賃貸住宅30戸と概ね約300㎡の宅地50画地程度の整備を計画。町民の要望や移住・定住者のニーズも踏まえて販売手法(分譲/賃貸など)を決定。

～人を呼び込み大熊モデルを生み出すエリア～

～需要に適切に対応する拠点～

～駅西と連携した住む拠点～

大野駅東住宅エリア(約1.9ha)

- ◆駅西に整備予定の産業交流施設や商業施設の就労者等を念頭に、民間集合住宅の誘導を検討するエリア。

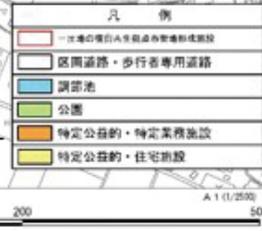
～人々の生活と生業の拠点～

原住宅エリア(約4.2ha)

- ◆戸建住宅型再生賃貸住宅20戸と面積約300㎡程度の宅地60画地程度の整備を計画。中央産業拠点の近接性も踏まえて社宅用地も確保し、就労者等の需要を受け止め。

大熊中央産業拠点(約9.3ha)

- ◆新産業や研究施設、町内事業者等の企業誘致を行い大熊町が持続的に発展できる生業を生み出すエリア。



※土地利用は変更手続き中の内容であり法定手続きを経て今後決定となります

<大野駅西地区交流エリア>

かつての中心街だったこのエリアに再びにぎわいを取り戻すため、様々な施設整備を計画しています。

エリアの北端には産業交流施設を整備します。この用途はオフィスビルで、町内企業、廃炉や復興に携わる事業者、町内で起業を志し成長した企業などが集う拠点として、ビジネスを中心とした新たな交流が生まれる施設を目指します。設計と工事を担う事業者は公募型プロポーザルによって決定し、その提案（下のイメージ図）を基本としながら最終的な設計内容を検討中です。令和6年12月の開所を目指します。

ほかにも商業施設、広場の整備を検討しています。商業施設は下野上で働く人や暮らす人の利便性が向上するような店舗を段階的に整備します。広場はたくさんの町民が一度に集えるお祭りやイベントに幅広く活用できるような施設を想定しています。

問：企画調整課 地域振興係 ☎0240-23-7586



注意：この図はイメージであり、今後変更になる可能性があります。



企業誘致・産業創出について

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、企業誘致および新産業創出の推進に取り組んでおり、町内への優良企業の立地や新産業の創出を促すことによって、帰還された方々の働く場の確保並びに移住人口の拡大を図ります。

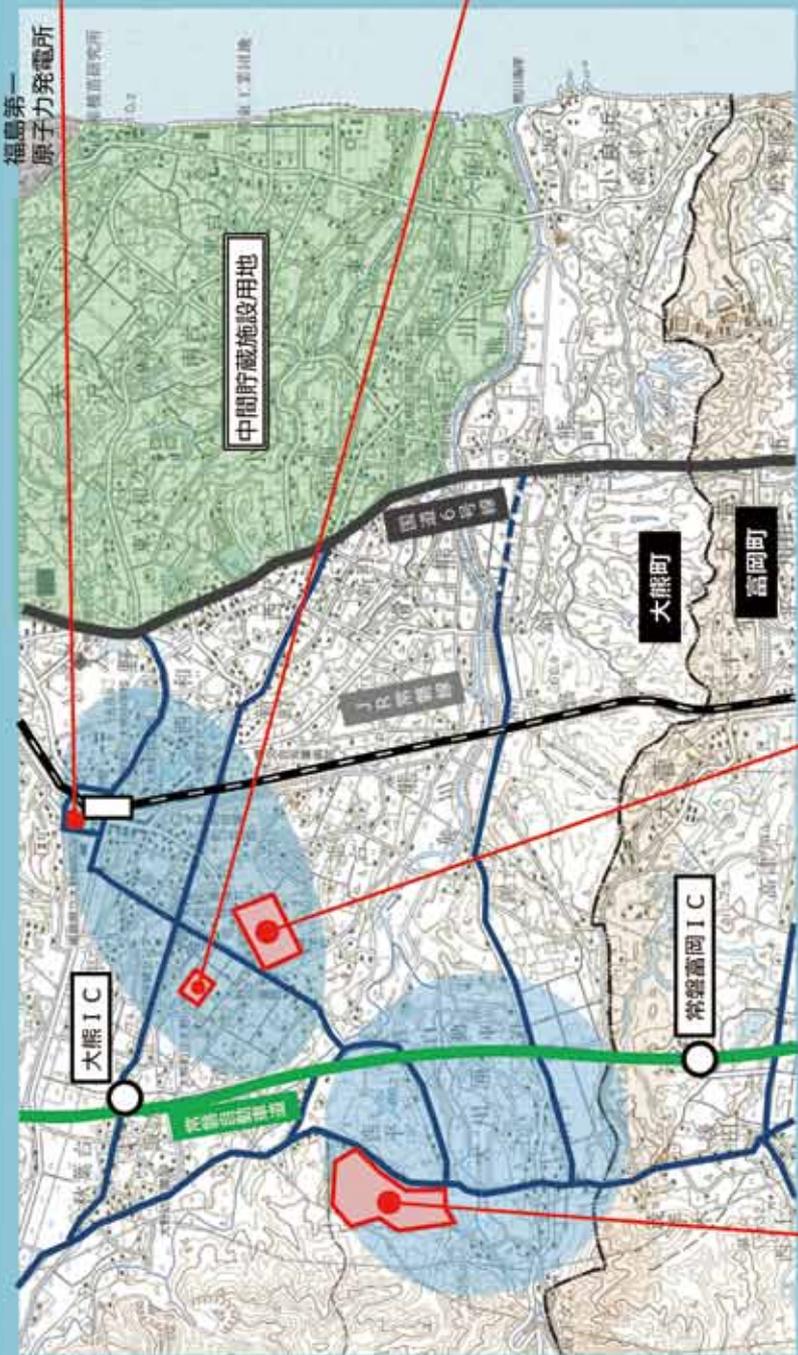
その具体的な取り組みとして、立地企業との協定や事業用定期借地権設定契約の締結を経て、土地引渡しを中央産業拠点では令和4年12月に、西工業団地では令和5年6月に予定をしております。

またインキュベーションセンターにつきましては令和4年7月に開所・施設運営を行っており、既に複数の企業に入居をいただいております。

問：企画調整課 企業誘致係 ☎0240-23-7643



大熊町で整備中の工業団地・産業拠点の位置及び整備イメージ



③産業交流施設
(R6.12開所予定)



④インキュベーションセンター
(R4.7開所)

①大熊西工業団地

- 宅地
- 森林
- 調節池
- 公園



②大熊中央産業拠点(南西から北東を望む鳥瞰イメージ)



大熊町までのアクセス

車	東京から 250km(車で200分) 仙台から 115km(車で100分)
鉄道	東京駅から大野駅まで 260km(200分) 仙台駅から大野駅まで 100km(130分)
空港	仙台空港から 85km(車で70分)

工業団地・産業拠点の概要

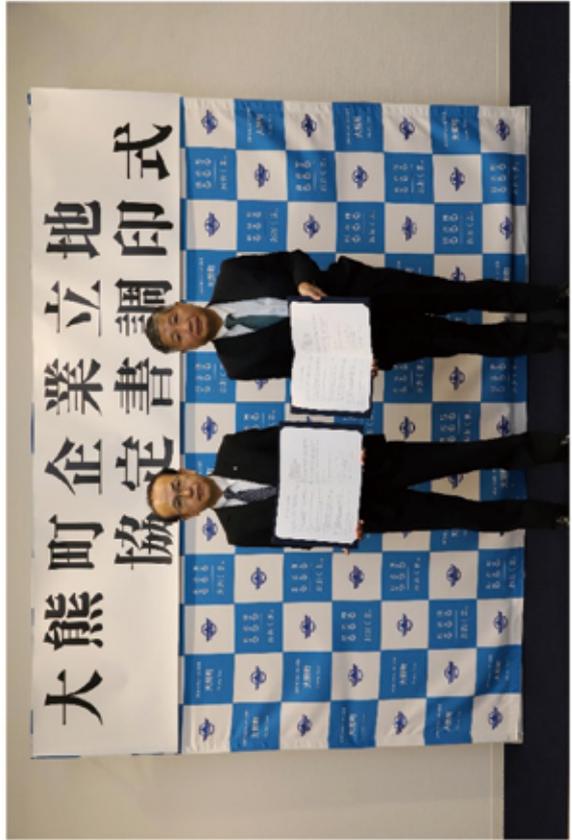
名	称	①大熊西工業団地	②大熊中央産業拠点	③産業交流施設 (大野駅西)	④インキュベーション センター
規	模	<ul style="list-style-type: none"> 地区面積:約22ha 宅地面積:約9ha 3~6画地程度の宅地を整備予定 	<ul style="list-style-type: none"> 地区面積:約12ha 宅地面積:約9.3ha 最大12画地程度の宅地を整備予定 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積/9,450㎡程度 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積/2,700㎡程度 貸事務所9室程度のほか、シェアオフィス、コワーキングスペース、交流ホール
コンセプト		<ul style="list-style-type: none"> 常磐道インターチェンジへのアクセスが良好など立地条件を活かした企業誘致を行うとともに、町のゼロカーボン理念に沿った企業群の集積を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 大野駅にも近く平坦であり住宅街にも隣接する立地を活かし、職住近接型の産業拠点として整備 主に除染・廃炉関連技術・産研究開発や次世代技術・産業を育む企業群の集積を目指す 将来的には、拠点内のエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うRE100産業団地として整備 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前立地や中間貯蔵施設に近接という立地特性を活かしつつも、大熊町の玄関口として街の賑わい創出や情報発信などの機能も付加した公的施設として整備 住民向けサービスや産業を担う各種施設等も併設した利便施設 	<ul style="list-style-type: none"> 町のゼロカーボン宣言を意識し、最先端のクリーンテックを活かした事業の実施を志向するスタートアップ企業、若者起業家及び大企業の実証・実装に向けた取り組みを支援し、町内への立地及び新しい町の基幹産業を生み出すことを目的とした施設。 地域課題の解決に向けた活動を通じて町民と入居者が交流したり、異業種企業の交流の場として整備。
ユーティリティ		電気(高圧)/上水/一般通信	電気(高圧)/上下水/高速通信	電気(高圧)/上下水/高速通信	電気(高圧)/上下水/高速通信 (ローカル5G検討)
スケジュール		2023年6月頃より、 順次、宅地引渡し	2022年12月頃より、 順次、宅地引渡し	2024年12月開所予定	2022年7月開所済

次世代グリーンCO2燃料技術研究組合との企業立地協定

- 令和4年10月、大熊西工業団地に、次世代グリーンCO2燃料技術研究組合の事業所等を立地することが決定したことを受け、同組合と大熊町との間で、企業立地に関する基本協定を締結。
- 同事業所では、植物を原料としたバイオエタノールの生産研究設備を建設し、その副生成物であるCO2の活用方法も含めた低炭素化技術の研究を行う予定。

【協定締結式の様子】

協定書を持つ吉田町長（左）と、次世代グリーンCO2燃料技術研究組合中田理事長（右）



【次世代グリーンCO2燃料技術研究組合について】

カーボンニュートラル社会の実現のため、水素・酸素・CO2を最適に循環させて効率的に自動車用バイオエタノール燃料を製造する技術研究を進めることを目的に令和4年7月に設立。

＜構成員＞

- ・ENEOS株式会社
- ・スズキ株式会社
- ・株式会社SUBARU
- ・ダイハツ工業株式会社
- ・トヨタ自動車株式会社
- ・豊田通商株式会社

※50音順

2. 住まいの確保・各種支援サービス・移住定住の促進について

■住まいの確保

(1) 現在の町営住宅等

名称	戸数	構造	所得制限	対象者
大川原災害公営住宅	50戸	平屋戸建	無	帰還者
大川原第2災害公営住宅	42戸	平屋戸建	無	帰還者
大川原再生賃貸住宅	40戸	2階集合	有	帰還者・移住者
子育て支援住宅	8戸	2階戸建	有	子育て世帯

- ・住所：大川原字南平地内 所得制限：平均月額所得48万7千円未満
- ・募集状況：町のホームページにて掲載、毎月1日に更新
- ・子育て支援住宅は現在建築中、令和5年1月竣工予定

(2) 今後の町営住宅等（見込み）

①原住宅エリア

- ・再生賃貸住宅20戸（戸建）
帰還者・移住者向け、所得制限有、令和5年度末竣工
- ・宅地（分譲または賃貸）令和6年度中開始

【現時点のイメージ図】



②大野南住宅エリア

- ・再生賃貸住宅30戸（集合）
帰還者・移住者向け、所得制限有、令和5年度末竣工
- ・宅地（分譲または賃貸）令和6年度中開始

【現時点のイメージ図】



（3）民間賃貸住宅

- ・町内アパート再開の修繕費の1／2（上限1戸100万円）補助
R3年度：40戸修繕完了
- ・大野駅東住宅エリアに民間賃貸住宅を誘致検討

（4）不動産利活用事業

おおくままちづくり公社が町内不動産の売却、賃貸情報を提供

（5）借上住宅供与

毎年、県が延長措置を判断し決定しており、現時点では令和6年3月まで延長されています。

令和6年4月以降については今後県において判断されます。

問：生活支援課 生活支援係 ☎0240-23-7444

■町内生活などの各種支援メニュー

- (1) 住宅清掃費補助金
町内の住宅に帰還する際の清掃費に対し、最大30万円補助
- (2) ふるさと帰還・移住支援事業補助金
町内の自宅等への引っ越し費用に対し、最大20万円補助
- (3) 生活循環バス
誰でも利用可能、無料、年中無休
大野駅～大川原地区…1日10往復 富岡町～大川原地区…1日7往復
- (4) 食堂利用券助成事業
大熊町に住民票がある申請者へ町内食堂利用券700円×年間4枚交付
- (5) ふるさと絆応援事業
大熊町との絆を感じてもらえるお米やいちご製品などを毎年送付
- (6) コミュニティ支援
 - ①復興支援員…おおくままちづくり公社所属。町が委嘱。夏祭りやダムウォークイベントの事務局やコミュニティ団体支援などを実施。
 - ②避難者コミュニティ補助金…県内外コミュニティ団体17団体へ
最大48万円補助
- (7) 被災者生活再建支援金制度
被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯に、都道府県センターが最大300万円支給
- (8) 高速道路無料措置
毎年、国が延長措置を判断し決定しており、現時点では令和5年3月31日まで延長されています。
令和5年4月以降については今後国において判断されます。

問：生活支援課 生活支援係 ☎0240-23-7444

■移住定住の促進

帰町を選択できる環境を整えるとともに、「大熊町移住・定住促進中期戦略」に基づき、町外の人にも来たくなる環境の実現を目指していきます。

- (1) 移住者への各種支援
お試し住宅整備、家賃・住宅取得・住宅修繕へ1/2補助
- (2) 移住定住支援センター
仕事や住まいの相談対応、町内案内、情報発信、イベント企画・実行、地域住民と移住者・移住者同士の交流業務などを実施

問：生活支援課 移住定住支援係 ☎0240-23-7456

3. 今後の町税等の取り扱いについて

■町県民税

震災以降、所得に応じて減免措置を講じてきましたが、今後は下表のとおり予定しています。なお、町県民税の減免措置は、避難指示の有無とは関係なく、被災者は町内一律の取り扱いとなっています。

(減免割合)

所得区分	H24年度 ~R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
300万円以下	100%	100%	100%	100%	50%	0%
300万円超~400万円	90%	90%	75%	50%	25%	0%
400万円超~500万円	75%	75%	50%	25%	0%	0%
500万円超~750万円	50%	50%	25%	0%	0%	0%
750万円超~1,000万円	25%	25%	0%	0%	0%	0%
1,000万円超	10%	0%	0%	0%	0%	0%

問：税務課 徴収係 ☎0240-23-7159

■固定資産税

避難指示が解除された区域は、解除の翌年度から固定資産税の算定が再開となりますが、地方税法の規定に基づき3年間、50%に減額されます。また、町条例により6年間、50%を減免します。今後は下表のとおり予定しています。

<固定資産税の負担割合>

●中屋敷・大川原地区（平成31年4月解除）

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度~
50%	50%	50%	100%

※評価額は令和2年度から算定を再開しています。

●特定復興再生拠点区域（令和4年6月解除）

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度~
0%	0%	0%	50%	50%	50%	100%

※評価額は令和5年度から算定が再開となります。

■住宅用地の特例

住宅（住居用家屋）が建っている宅地の税額は、通常200㎡まで1/6に、200㎡を超える分は1/3に減額されます。

東日本大震災の被災地は、住宅を取り壊した宅地でも、令和8年度課税分までこの特例が適用になります。町としては令和9年度以降もこの特例が適用となるよう国に要望していきます。

■家屋損壊調査

環境省に住宅の解体を申請する場合や「被災者生活再建支援制度」を利用される場合は、り災証明書が必要です。ご自宅の解体を検討される方、「被災者生活再建支援制度」を利用されたい方は、家屋損壊調査を申請してください。

※特定復興再生拠点区域の解体申請期限が令和5年6月30日となっていますので、解体を希望される方で家屋損壊調査を申請していない方は、早目に調査申請してください。

■軽自動車税

帰還困難区域内に放置されている軽車両については、申請により減免しています。

※特定復興再生拠点区域内に放置されている軽車両については、令和5年度から減免の対象外となり通常課税になります。

問：税務課 賦課係 ☎0240-23-7154

■国民健康保険税

国の支援措置により減免していますが、現行では避難指示が解除された区域の所得600万円超世帯（上位所得層）は、解除の翌年10月分から通常課税になります。所得600万円以下の世帯は引き続き減免としています。

特定復興再生拠点区域内の上位所得層は令和5年10月分から通常課税になります。上位所得層以外は引き続き減免となる予定です。

※今年4月に国が示した方針では、中屋敷・大川原地区は令和10年度に1/2課税、令和11年度に通常課税、令和12年度に医療費が通常負担。特定復興再生拠点区域は令和13年度に1/2課税、令和14年度に通常課税、令和15年度に医療費が通常負担とされています。

4. その他各事業の取り組み・方針

【住民課】

■住民票・戸籍謄抄本等交付手数料が有料になります（令和6年度予定）

現在大熊町では、大熊町民及び東日本大震災被災者に対しては、住民票・戸籍謄抄本等の証明書を無料で交付しています。

戸籍謄抄本は本籍地でしか発行できませんが、戸籍法の改正により令和5年度から本籍地以外の市区町村で戸籍謄抄本を取得できるようになります。ただし、交付手数料については、証明書を発行した市区町村の手数料条例に基づき支払うこととなります。（詳細な開始時期未定）

現状の無料の運用を継続すると、大熊町役場に来られる方は無料、遠方にお住いの方は最寄りの市区町村で取得できますが有料と、居住地によって負担に差が生じることになります。

また、マイナンバーカードを使いコンビニ交付を利用している方は、すでに有料で各種証明書を取得しています。

以上のことから、居住地や取得方法によって負担に差が出ないように、令和6年度から一律に交付手数料を有料とする予定です。

ただし、被災証明書と届出避難場所証明書については、原発事故に起因する証明なので、引き続き無料で発行します。

※有料になる主な証明書

住民票、住民票記載事項証明、戸籍（除籍・改製原戸籍）謄抄本、戸籍附票、身分証明書、印鑑証明書等

※コンビニ交付で取得できる証明書

住民票、戸籍謄抄本、戸籍附票、印鑑証明書

問：住民課 住民係 ☎0240-23-7146

■後期高齢者医療保険料に関するお知らせ

避難指示が解除された区域に住民登録していて、基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（上位所得層）は、解除の翌年度10月分から保険料の減免対象外となり、保険料が発生します。

特定復興再生拠点区域内の上位所得層の方は、令和5年10月から保険料が発生します。上位所得層以外の方は引き続き減免となる予定です。

※保険料の減免は、毎年度国が決定しています。

■国民健康保険・後期高齢者医療費の一部負担金について

避難指示が解除された区域に住居登録していて、基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（上位所得層）は、解除の翌年度10月分から一部負担金の減免対象外となり、一部負担金が発生します。

特定復興再生拠点区域内の上位所得層の方は、令和5年10月から一部負担金の免除対象外となり、一部負担金が発生します。上位所得層以外の方は引き続き減免となる予定です。

転入により新たに世帯を形成する方のうち原発事故被災者以外の方は、免除対象となりません。

※一部負担金の免除は、毎年度国が決定しています。

問：住民課 国保年金係 ☎0240-23-7143

【保健福祉課】

■介護保険料の負担再開について

避難指示解除区域に住居登録があり、合計所得金額が633万円超の被保険者（上位所得層）は、避難指示解除の翌年度10月分から保険料が発生します。（減免対象外となります。）

令和4年6月に解除となりました特定復興再生拠点区域の上位所得層は、令和5年10月分から保険料を納めていただくこととなります。

※介護保険料の減免は、毎年度国が決定しています。

問：保健福祉課 介護保険係 ☎0240-23-7226

■新型コロナワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン）

新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを接種することで、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や今後の変異株に対しても有効である可能性が高いことが確認されました。

これまで2年間、年末年始に新型コロナが流行しています。今年の年末までに、重症化リスクの高い高齢者等のもとより、若い方にも「オミクロン株対応2価ワクチン(※)」による接種を完了することをお勧めします。ぜひ接種をご検討ください。

(※) 従来株とオミクロン株の両方に対応したワクチン

○接種対象者

初回（1・2回目）接種を完了した12歳以上のすべての方が対象で、1人1回接種できます。

○接種券

接種対象者に対し、接種間隔に応じて順次発送します。

また、オミクロン株対応ワクチンは、これまでに発行された接種券で接種を受けることができます。

○初回接種（1・2回目）がまだの方

従来型ワクチンによる接種を完了させてください。

問：保健福祉課 保健衛生係 ☎0240-23-7419

【ゼロカーボン推進課】

■ゼロカーボン推進補助金について

町内への帰還に当たり住宅の新築又はリフォームを行う場合、自家消費型の太陽光パネルの設置や、省エネ型の新築・リフォームを行っていただくと、「大熊町ゼロカーボン推進補助金」の交付対象となります。

また、帰還された後、自家用車を電気自動車等に更新する場合にも同補助金の対象となります。詳しい補助要件や金額等は以下の窓口までお問い合わせください。

【大熊町ゼロカーボン推進補助金問合せ窓口】

TEL：0120-564-632

Mail:zero-carbon-hojyo@exri.co.jp

■超小型EVのカーシェア事業について

本年10月から、出光興産株式会社との連携による超小型EVを用いたカーシェア実証事業が始まりました。大野駅東口と大熊町役場に1台ずつ設置されており、どなたでも無料で利用できます（要予約制）。利用希望の方は出光興産株式会社の予約フォームから手続きをお願いします。

※予約フォーム <https://idemitsutajimaev.com/autoshare/>

【環境対策課】

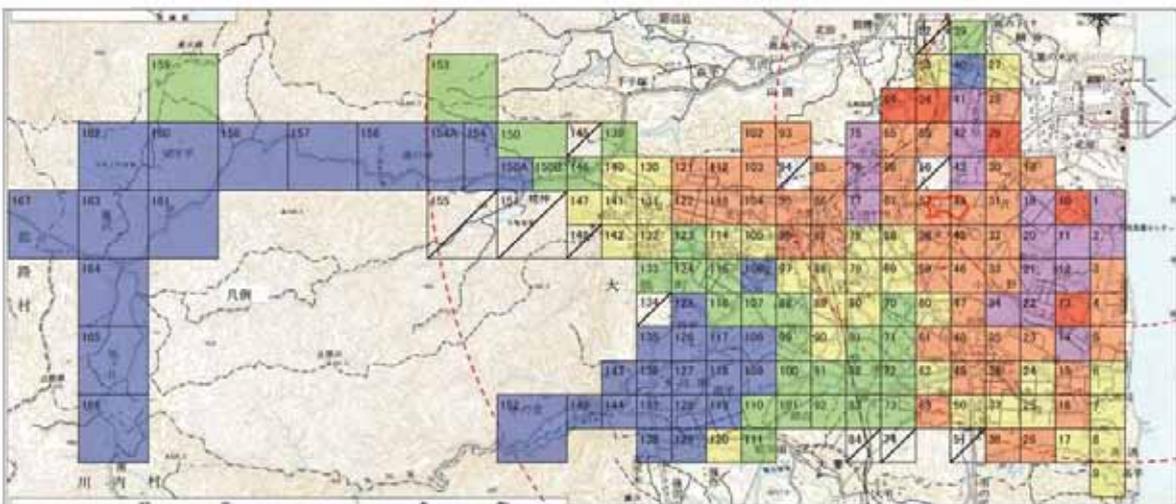
■町内放射線量の推移

除染の効果、自然減衰により平成28年から比較しますと令和3年は下記のとおり放射線量が減少しました。

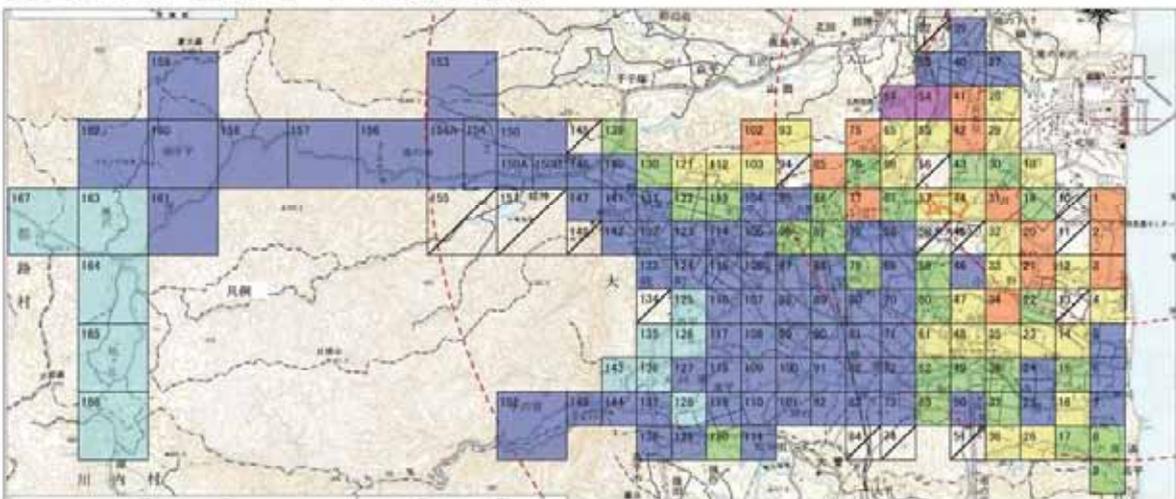
特定復興再生拠点区域をはじめ避難指示が解除された区域においては、引き続き継続した環境モニタリングを実施し、必要に応じて環境省に対しフォローアップ除染等の対策を求めて参ります。

<町内全域>

【6年前】2016（平成28）年9月測定結果



【今回】2021（令和3）年10月測定結果

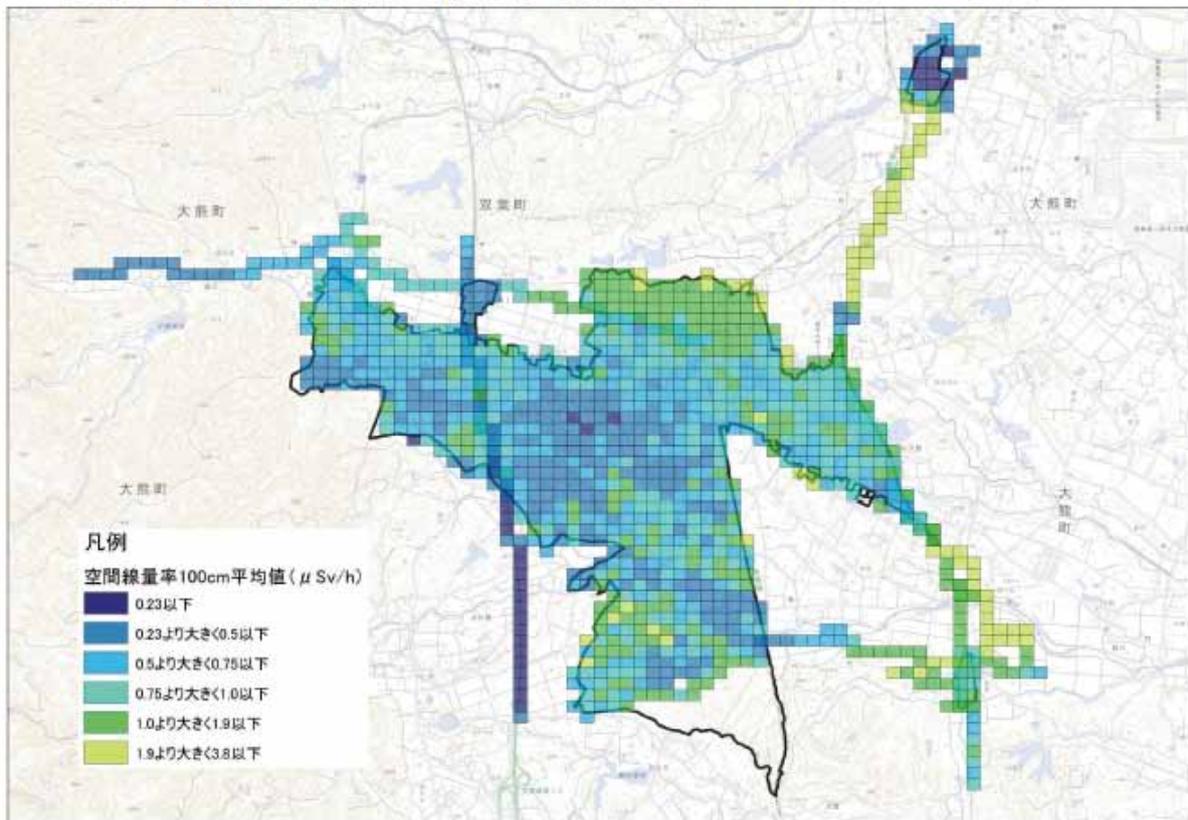


凡例 ■ 0.23未満 ■ 0.23～1未満 ■ 1～2未満 ■ 2～3.8未満 ■ 3.8～9.6未満 ■ 9.6～15未満 ■ 15以上

(単位:毎時 μ Sv)

(参考)

大熊町 特定復興再生拠点区域(線量100mメッシュマップ) 令和4年6月



■放射線不安に対する取り組み

- ・1時間あたりの被ばく線量を測定できる個人線量計(Dシャトル)等の貸与をおこなっておりますので、ご希望される方はお申し出ください。
- ・役場本庁舎及び大野駅において、放射線量の状況がわかるポスターの掲示や町内のモニタリングポストの情報を閲覧できるよう、情報サイネージ端末を設置しております。また、町の公式ホームページにおいても同様の情報を公開しておりますので、是非ご覧ください。
- ・除染の効果を確認するため、お住まいの敷地内の空間線量調査を実施します。気になる場所があれば測定に伺いますのでお気軽にご連絡ください。
- ・井戸水の放射能濃度測定をおこなっております。測定の際は2リットルの水を環境対策課までお持ちください。

■特定復興再生拠点区域内における宅地除草について

当該区域内における宅地除草については、実施に向けて国と協議を進めております。今年度中に意向調査等をおこなった上で事業計画を策定し、来年度からの作業実施を予定しております。

問：環境対策課 廃炉・放射線対策係 ☎0240-23-7823

■町内の防犯対策等について

- ・現在町内全域において、警察・消防によるパトロールに加え、民間事業者（町委託）によるパトロールを24時間体制にて実施しております。今後も関係機関と連携し、町内の防犯・防災体制の強化に努めて参ります。
- ・町内の主要な道路及び交差点付近に約70台の防犯カメラを設置しております。その内12台には監視機能が付いており、役場庁舎内にてリアルタイムに状況が確認できるようになっております。
- ・防犯灯についてはLEDへの交換をおこないました。なお、ご自宅の周りで灯りが消えているなどありましたらご連絡ください。また、町内の防犯灯の追加設置については今後検討して参ります。

■家庭用防犯カメラ設置費用の補助について

町内の住宅等に家庭用の防犯カメラを設置する方に対し、5万円を上限に購入費等を補助します。

＜補助対象＞

- ・防犯カメラや画像データのレコーダーなどの購入費
- ・防犯カメラや防犯カメラケーブルの設置工事費
（既存設備の撤去や移設に要する経費は除く）
- ・防犯カメラを含む警備会社のホームセキュリティ設置に係る費用申請手続き等、詳しくは環境対策課までお問い合わせください。

問：環境対策課 消防交通係 ☎0240-23-7831

■やすらぎ霊園使用者の募集について

墓地の使用は、原則として使用者1人につき1区画です。ただし、特別な理由があると町が認めた場合、2区画を同時に使用できます。

＜注意事項＞

- ・町民以外の方を含め、どなたでもお申し込みいただけます。
- ・旧警戒区域内の墓石をやすらぎ霊園に移転して使用することはできません。新規建立に限ります。
- ・別の墓地からお骨を移動される際は、改葬許可証及び使用許可証が必要です。
- ・自宅等で管理されているお骨を納骨する際は、埋火葬許可証及び使用許可証の提出が必要です。

問：環境対策課 生活環境係 ☎0240-23-7829

【産業課】

■有害鳥獣駆除対策について

＜令和4年度の駆除実績＞

実施区域	事業主体 (事業受託業者)	捕獲頭数(令和4年9月末)		
		イノシシ	アライグマ	ハクビシン
帰還困難区域	環境省 (自然環境研究センター)	18頭	57頭	15頭
避難指示解除区域	大熊町 (ALSOK福島)	0頭	4頭	0頭
避難指示解除区域 帰還困難区域一部	大熊町有害狩猟鳥獣捕獲隊	7頭	4頭	4頭

○イノシシの捕獲数はここ数年大幅に減っており掘り起こしなどの被害も減少傾向にありますが、アライグマの捕獲数は多い傾向にあります。今後も駆除対策を進めて参ります。

問：産業課 農政係 ☎0240-23-7137

■ため池

現在、避難指示が解除された農地の営農再開に向け、ため池内の放射性物質を含む土砂を撤去する工事を寺屋敷ため池・妙見ため池・新溜ため池で実施中です。

また、寺屋敷ため池・妙見ため池につきましては、本年度中に災害復旧工事を実施していく予定であり、その他のため池につきましても来年度以降、順次、放射性物質対策工事および復旧工事を実施する予定です。

問：産業課 農林土木係 ☎0240-23-7138

【復興事業課】

■下水道

避難指示解除区域内のうち大和久地区、熊町地区では、復旧が完了していない箇所があることから、仮設浄化槽を町の負担にて設置します。大和久地区、熊町地区で下水道を使用される方は、お早めに復興事業課までお問合せください。

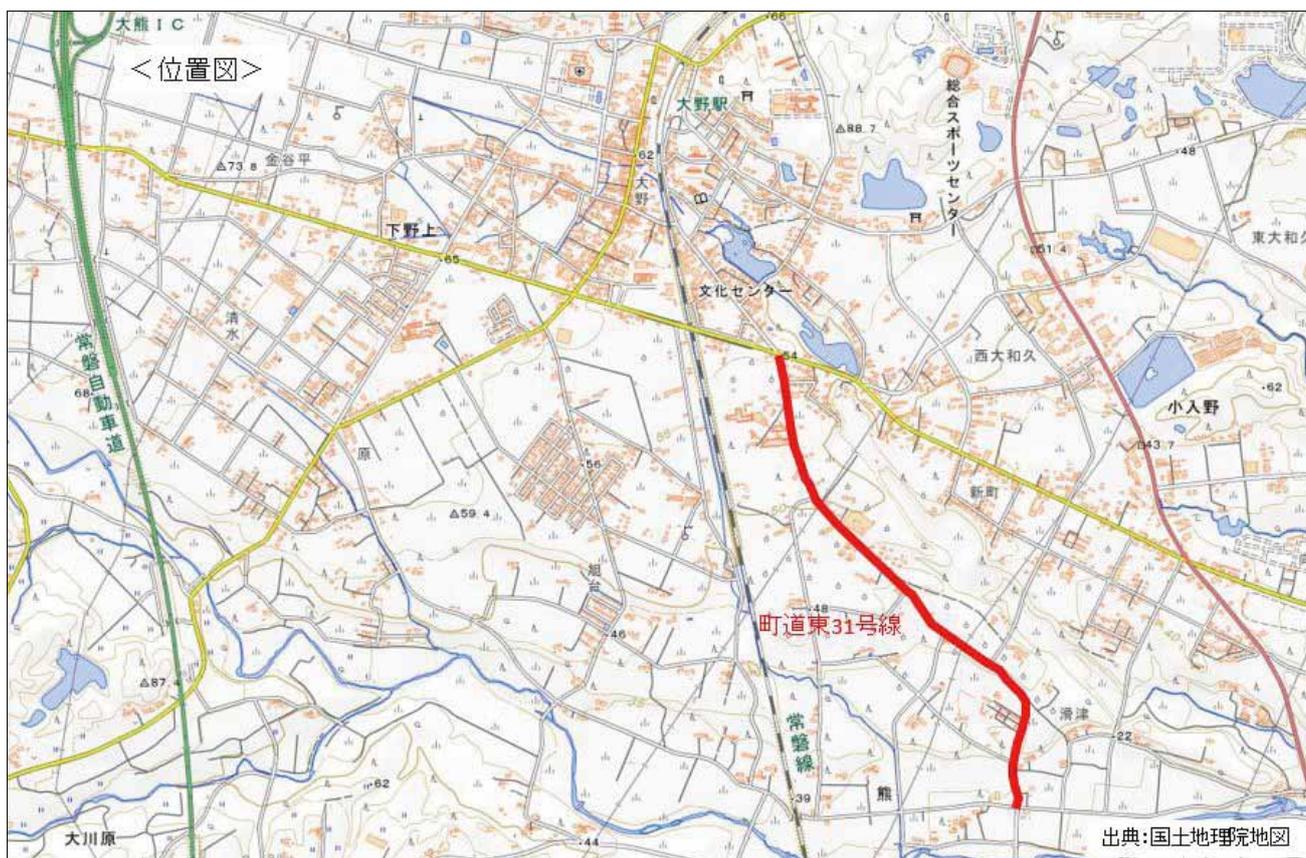
※大和久地区：令和5年3月下旬再開予定

熊町地区：再開まで時間を要する見込みです

また、令和4～5年度にかけ町道東31号線の下水道管路の復旧工事を行いますのでご協力をお願いいたします。

下水道の使用に当たっては、事前に届け出が必要となっておりますので、詳しくは復興事業課までお問合せください。

問：復興事業課 復旧係 ☎0240-23-7019



■町道

- ・町道東67号線は、令和6年度中に国道6号までの開通を目指して、本年度から工事を実施しています。
工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
- ・町道東63号線は、今年度から地権者の皆様に、順次事業計画の説明をさせていただく予定です。



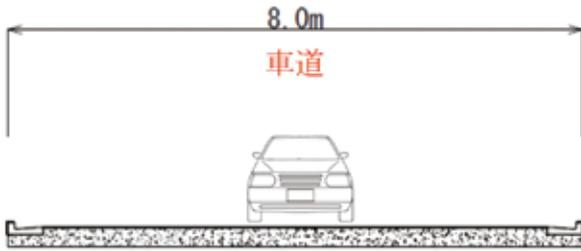
- ・大川原地区での教育施設新校舎の開校に向けて、来年3月末までの完成を目指して歩道整備を行います。工事完成後は、現在より車道幅員が狭くなりますので、車の走行にはご注意ください。

工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

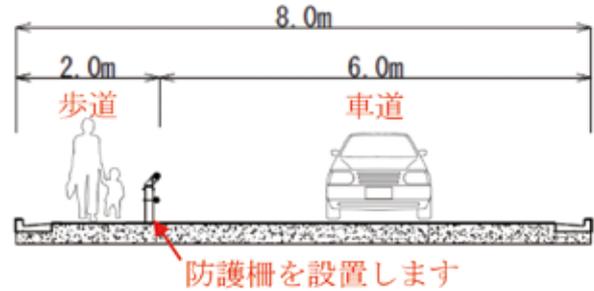


工事の概要

〔現在の標準的な断面〕



〔完成後の標準的な断面〕



問：復興事業課 復旧係 ☎0240-23-7019

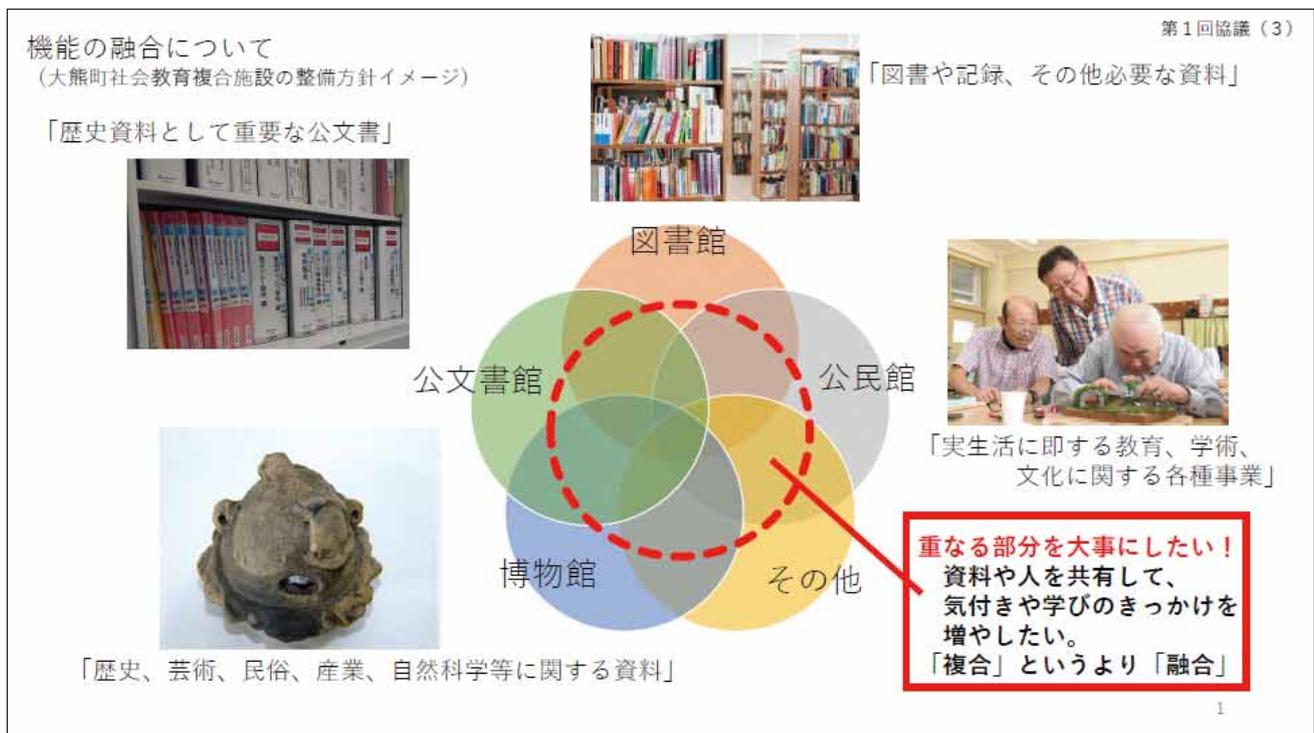
【教育総務課】

■社会教育複合施設について

令和4年度より社会教育複合施設の整備検討を開始しました。図書館・公民館・博物館等を基軸として、重なり合う機能を融合しながら町民・利用者の人生を豊かにする学びの場を再整備します。本町の豊かな歴史・伝統・文化を守り活用しながら、町に係わるすべての人とともに成長する社会教育の拠点を創ってまいります。

本年度は基本構想の策定を行っております。

◆社会教育複合施設の整備方針イメージ図



問：教育総務課 社会教育係 ☎0240-23-7194

■新しい教育施設について

認定こども園と義務教育学校が一つの施設に一体となった「学び舎ゆめの森」を令和5年4月に大川原地区に開園・開校します。しかし新型コロナウイルスの感染拡大による鉄骨工場の生産能力低下に加え、世界的なゼロカーボンの流れの中で既存の製鉄設備の縮小により新しい教育施設の工期が遅延しております。

施設が完成するまでの間、以下の町内既存施設の一部を代替施設として利用し、教育活動を行っていく予定です。

問：教育総務課 総務係 ☎0240-23-7532



